

# 病児・病後児保育室の利用について

1. 利用にあたっては、市内の指定医師が記入した「医師連絡票」が必要です。

医師連絡票とは・・・医師が「病児保育」または「病後児保育」の利用が可能か判断する書類です。  
※利用可能であっても、当日の健康状態や施設の利用状況により受け入れできない場合があります。

★「智鳥保育園 病後児保育室」の利用は、入室前に指定医療機関での医師連絡票の記入が必要です。  
指定医療機関・・・スマイルこどもクリニック、たにざわクリニック、はすい小児科、松下こどもクリニック、よしはら小児科

★「病児保育室すまいる一む」は入室前に併設の「スマイルこどもクリニック」で診察及び医師連絡票の記入を行います。

医師連絡票の用紙は、市ホームページからダウンロードまたは、保育幼稚園課、市内病児・病後児保育室、指定医療機関にも備えております。

## 2. 利用の流れ

### (1) 病児保育室又は病後児保育室を利用する場合

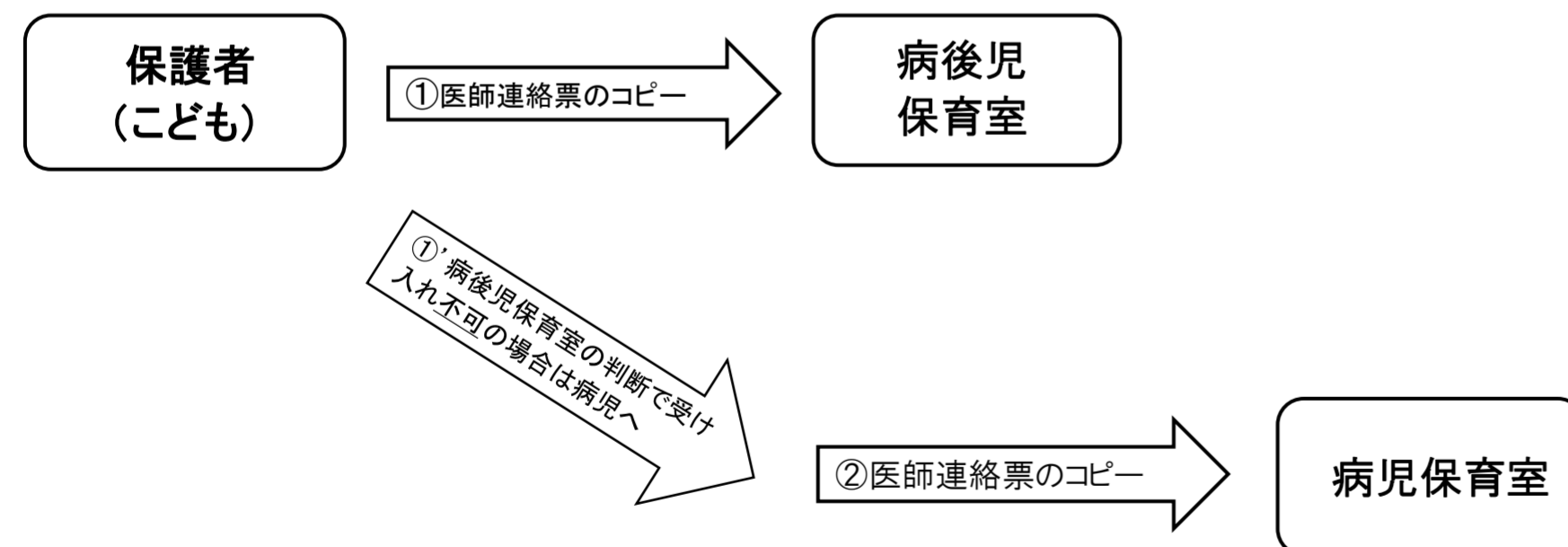


### (2) 病児保育室を利用後、病状が安定したため、病後児保育室を利用する場合(「保護者の判断で回復期に利用可」である場合)

医師連絡票に「保護者の判断で回復期に利用可」と記載されている場合は、医師連絡票の再発行は必要ありません。

病後児保育室へ入室する際には、当初発行された医師連絡票のコピーをご持参ください。

なお、医師連絡票のコピーは病後児保育室も利用する予定がある場合に保護者自身でお取りください。



### (3) 病後児保育室を利用中に病状の悪化や変化が見られ、病児保育室を利用する場合

(1)と同じ流れで再度指定医療機関で受診し、医師連絡票を持参のうえ、病児保育室を利用してください。

●医療機関様へ・・・医師連絡票の原本は児童保護者にお渡しください。医師連絡票は児童保護者から病児・病後児保育実施事業者を經由し、門真市に提出されます。

●原本は門真市で保管することとなりますので、お手数ですが、医療機関、病児・病後児保育室、必要な場合は児童保護者の方で医師連絡票のコピーをお取りください。